平成２１年（フ）第４４７号
愛知県岡崎市北野町字東山７番地４　リバーサイド東山Ｂ―202
債務者　城間　信清
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
愛知県知立市広見４丁目26番地　大栄コーポ303号
債務者　稗田クレベル
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５３号
愛知県豊田市栄町６丁目５番地８　ル・グラン栄201号
債務者　玉川　富夫
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
愛知県岡崎市森越町字宮前４番地　宮前荘101
債務者　菅原　和憲
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
岡山県総社市門田935番地11
債務者　古賀　千春
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
岡山県浅口市寄島町3975番地３
債務者　岡辺　美栄
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
岡山県倉敷市玉島1543番地３
債務者　梶房小百合
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
岡山県倉敷市玉島乙島6761番地４
債務者　甲谷　豊明
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
群馬県高崎市北原町862番地１　ヴィレッジ堀越102号
債務者　小野　昌幸
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２９９号
静岡県伊東市末広町２番３号　サンライフ伊東Ａ―105号、前住所神奈川県厚木市酒井2540番地４　コーポしも酒井102
債務者　後藤　　眞
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
愛知県丹羽郡大口町垣田８番地　県営大口住宅５棟206号
債務者　東　　幸康
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７７３号
京都市右京区西院巽町27番地１
債務者　松原　真実
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９１３号
京都府向日市鶏冠井町山畑２番地の２
債務者　筒井　敏澄
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９７８号
京都市伏見区桃山町大島38―２　桃山南団地第12号棟第204号室、住民票上の住所京都府宇治市宇治金井戸７番地の29
債務者　上野機械サービスこと　上野　吉継
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１８号
京都市東山区今熊野南日吉町26番地
債務者　安川美奈子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４４号
京都府福知山市夜久野町今西中470番地
債務者　橋本　榮子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
岩手県八幡平市打田内44番地２
債務者　勝連あゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部